

令和6年度

都城市基金運用状況審査意見書

都城市監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 5 項の規定により、令和 6 年度における都城市土地開発基金の運用状況を示す書類について審査した結果、次のとおり、意見を付する。

令和 7 年 8 月 5 日

都城市監査委員 新井 克美

都城市監査委員 上之園 誠

都城市監査委員 江内谷 満義

令和 6 年度 都城市土地開発基金運用状況審査意見

第 1 審査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 241 条第 5 項に基づく基金の運用状況審査

第 2 審査の期間

令和 7 年 6 月 12 日から同年 8 月 5 日まで

第 3 審査の主眼及び方法

審査に付された基金運用状況報告書及び関係書類について、都城市監査基準（令和元年度都監委訓令第 1 号）に基づき、審査した。

審査に当たっては、①運用状況報告書が自治法その他関係法令に則して作成されているか、②基金の運用状況に関する計数は正確か、③基金は設置目的に沿って有効に運用されているかなどに主眼を置き、基金運用状況報告書と関係帳簿及び証書類との照合・確認を行うとともに、必要に応じて関係職員の説明及び関係資料の提出を求めるなどの方法により、実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された基金運用状況報告書は、関係法令に準拠して作成されていた。また、計数について関係帳簿と照合した結果、いずれも基金の額と符合し、正確であると認められた。

第5 審査意見

1 本基金の現状

本基金は、市が公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的に、自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき設置されたものである（都城市土地開発基金条例（平成 18 年条例第 81 号）第 1 条）。

本基金の額は、1,741,097,000 円である（同条例第 2 条第 1 項）。

本基金の本年度末現在高は、預金 1,279,839,251 円及び貸付金 461,257,749 円である。

なお、基金運用上生じた預金利子 749,494 円については、一般会計の歳入（基金運用収入）として計上されている。

2 本基金の問題点

本基金は、定額の資金を運用するための基金である（自治法第 241 条第 1 項）。本基金は、前述のとおり、土地をあらかじめ取得するための基金である。しかし、平成 18 年（1 市 4 町合併）以降の基準地価を見てみると図 1 のとおりであり、過去 10 年はほぼ横ばいである。このことから、基金を利用して土地をあらかじめ取得する（都城市土地開発基金管理規則（平成 18 年規則第 70 号）第 6 条参照）というメリットはない。

土地の取得について過去 10 年間、基金は全く活用されていない。

また、基金の運用（上記条例第 3 条）としての土地開発公社への貸付け（上記規則第 4 条第 2 項）について過去 10 年間の推移を見てみると図 2 のとおりである。

本基金は、平成 28 年度以降は土地取得及び新規貸付けのいずれについても実績はなく、その設置目的に沿った運用は行われていない。

土地開発基金運用状況

（単位：円）

区 分	前年度末現在高	本年度中増減高		本年度末現在高
		増 加	減 少	
預 金	1,279,839,251	749,494	749,494	1,279,839,251
土 地	0	0	0	0
貸 付 金	461,257,749	0	0	461,257,749
合 計	1,741,097,000	749,494	749,494	1,741,097,000

図1 基準地価（都城駅周辺）の推移

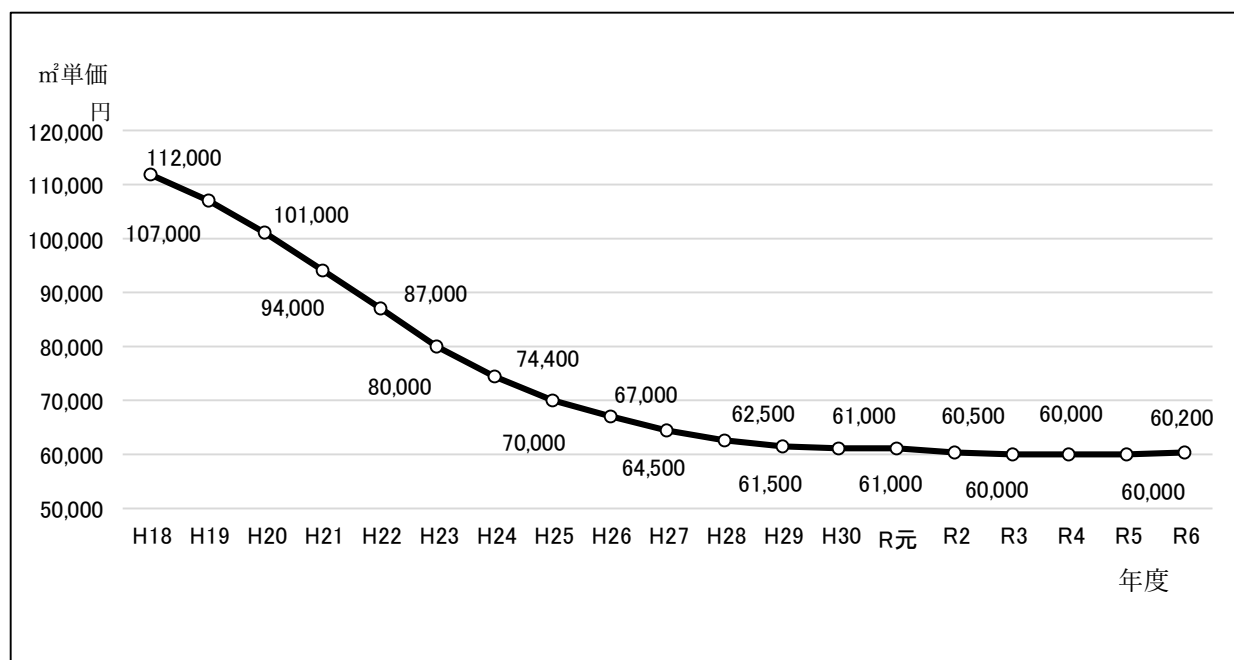


図2 土地開発基金運用状況の推移

